本巣市市民協働指針

~みんなでつくる本巣市らしい協働のカタチ~



本 巣 市

はじめに

私たちは、世界で活躍する日本人のニュースを見聞きするたびに、なぜこんなにも誇らしい気持ちになるのでしょうか。また、同郷出身の有名人の活躍を、自分のことのようにうれしく感じるのはなぜでしょうか。それは、私たちが一人の人間であるのと同時に、この国や地域の一員であり、この気持ちの根底に、そんな「つながり」が生む連帯感や地域の絆があるからではないでしょうか。人と人との絆と同じように、郷土愛も地域との「つながり」から生まれる感情です。自分の住んでいるまちが、雑誌やテレビで紹介されると誇らしく、嬉しく感じられるのも、私たちが地域の一員として、そこに暮らしている当事者だからにほかなりません。

私たちは、私たちの暮らすこのまちを、「住んでいてよかった、これからも住み続けたい」と感じられるまちにしたいと願っています。また、自分たちの暮らすまちに誇りを持ち、このまちの価値や魅力を未来に繋げたいと願っています。地域には、多様な個性を持った市民が、同じ地域に暮らしているという「つながり」を共有して暮らしています。歌が上手な人、自然や動植物を愛する人、子供が好きな人、料理が得意な人などたくさんの仲間がいます。そんな仲間が、郷土のためにそれぞれの持つ個性や能力を生かし、つながり、このまちの未来への願いが広がっていけば、まちを動かす大きな力となります。

まちの主役は市民です。本巣市を市民満足度の高いまちにするために、まちの主役である市民がみんなで知恵を出し合って考え、市民と行政が同じ目線で役割と責任を共に分かち合い、互いに手を携えてより良いまちにしていきましょうというのが「市民協働」の考え方です。市民協働とは、特に新しいものではありません。この地域には、環境美化活動や交通安全、防犯活動など、市民が主役の活動が既に多く根付いています。これらの、自分たちのまちは自分たちで守るという精神こそが地域自治の根幹部分であり、市民協働の第一歩です。市民が地域の課題を自ら考え、活動する価値や尊さをあらためて認識することで地域自治の精神を広め、行政も市民協働の重要性を職員個々の意識から組織として自覚し、市民の活動を支え、育てていくように変わることで、これからの市民協働がより確かなものとなっていきます。

本巣市は、本巣町、真正町、糸貫町、根尾村の4町村が合併して誕生しました。地域で長年培ってきたそれぞれの歴史や文化、風土といった地域の個性を大切にすることで、市民協働のカタチがより豊かなものとなり、それぞれの地域の暮らしぶりのなかで長く機能するものとなっていきます。この市民協働指針は、地域の価値を未来に繋げ、市民が笑顔で心豊かに暮らせるまちにするための、本巣市民の夢を育てるみちしるべです。

目 次

I	市民協働指針の目的
1	市民協働の背景と必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
П	市民協働の現状と課題
1	現状と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(1) 市民意識調査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(2) 市民活動団体アンケート調査の結果 ・・・・・・・・・・・5
	(3) 市職員アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・5
	(4) 問題点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2	課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
Ш	市が目指す市民協働のカタチ
1	本巣市らしい市民協働への方針・・・・・・・・・・・・・・・9
2	市が目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3	協働のパートナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4	協働の領域と形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(1) 領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(2) 形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
5	協働の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
6	市民と行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	(1) 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	(2) 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
IV	市民協働の推進
1	協働事業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2	協働事業チェック表・・・・・・・・・・・・・・・・16
3	協働事業の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(1) 活動機会の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(2) 調査の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(3) 情報提供と共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

	(4)	人材	すの育	成·		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(5)	推進	生体制	の整個	備・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(6)	交流	抗拠点	の整個	備・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
	(7)	市国	と協働	推進	モデ	ル	事	業の)実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
付	属	資	料																											
	≪資料]	1:#	5民協	働に	関す	る	意記	識訓	間査	結	果	>>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	≪資料2	2:†	5民協	働指針	針策	定	委	員会	き要	綱	>>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
	≪資料:	3:†	5民協	働指針	針策	定	委	員会	名	簿	>>	•		•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•		•	33
	≪資料∠	4: †	5民協	働指針	針策	定	のi	径证	5 ≫		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•						•	•	34

I 市民協働指針の目的

1 市民協働の背景と必要性

なぜ今、市民協働が求められているのでしょうか。その理由としては、市民の意識や 社会環境の変化などの背景があります。かつて、我が国では、「公共サービスの供給責任 は行政が担うもの(公共=行政)」という考え方が一般的でした。本市においても、行政 は市民の求めに応じて行政サービスの範囲と水準を拡大し続けてきました。

しかしながら、市民の生活習慣の変化や価値基準の多様化に伴い、市民の要望が高度化し、これまで行政が提供してきた画一的な公共サービスだけでは市民の満足が得づらくなっています。本市は、平成16年の4町村合併により地方分権時代への体制を整えました。また、NPO 法^{※2} の施行後、一部の分野では、市民が自ら公共サービスの担い手としての役割を果たすようになっています。財政面では歳入が減る傾向にあり、今後も税収の増加が見込めない今日にあって、かつてのように、公共サービスのすべてを行政中心で担うことが難しくなっています。また、市民の生活習慣や価値観の多様化に伴い、高度化する市民の要望への対応も求められ、これまで行政が提供してきた画一的な公共サービスでは市民満足が得られない状況となってきています。

市民協働の社会的背景

①社会経済の成熟化

社会や経済の成熟化に伴い、人々の生活習慣や価値基準が大きく変化し、多様化・高度化する市民の要望に対して、きめ細かなサービスの提供が求められている。

②地方分権の進展

地方分権の進展により、それぞれの自治体によって、自らの考えと責任に基づく個性豊かなまちづくりが求められている。

③市民意識の変化

福祉や環境、災害時での救援活動や防災など、多くの分野で市民ボランティアや NPO^{※1}などの社会参加意識が高まっている。

④新たな行財政運営

少子高齢化や景気の低迷による厳しい財政状況などを背景として、費用対効果 や市民満足度を重視した、新たな行財政運営のあり方が求められている。

こうした背景を踏まえて、市民は公共サービスの受け手であるとともに、担い手でも あるということを再認識し、必要とされる公共サービスをどのようにして提供し続ける のかを共に考え、行動に移すことが必要となっています。 このような、本市を取り巻く変化を捉え、市民と行政が協力しながら、自治体としての考えと責任において、地域の特性を生かした市政運営を進めることが地域の価値を高めるうえで重要です。そのために、市民の持つ知恵や技術、経験、行動力をこれまで以上に発揮できるよう、市民と行政の協力関係のもとで市政運営を進める「市民協働」が求められています。

※1 NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。ボランティア団体をはじめ、公益を優先し利益を目的としない幅広い民間団体を指す意味で使われています。

※2 NPO 法

特定非営利活動促進法(平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号)の略。NPO 法による認証を受けた特定非営利活動法人は、NPO 法人と呼ばれます。

2 指針の位置づけ

本巣市の最上位計画である『本巣市第1次総合計画(平成18年3月策定)』では、"市 民と行政が協働するまち"を施策の大綱に掲げ、「市民と行政が知恵を出し合い、役割を 分担し、市民協働の実践に向けた体制の充実を図ること」と明記されています。

また、『第2次本巣市行財政改革大綱(平成23年3月策定)』においても、基本方針の一つとして"対話と現場主義を重視した協働・連携"を掲げ、「市民、各種団体や企業など地域社会を構成する多様な主体が共に考え、まちづくりを進めるとともに、市民と行政が対等で相互に補完的な関係を築くこと」と明記されています。

これらを受けて、この「本巣市市民協働指針」は、市民、自治会、NPO、企業、行政など様々な協働の主体がある中で、特に「市民と行政の協働」に視点を置き、本巣市の市民協働を一歩前に進めるために策定します。また、市民協働の今後の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、見直すものとします。

3 指針の目的

市民協働は、それ自体が目的ではなく、より良いまちづくりを進めるための手法の一つです。まちづくりには、行政が実施する方がよいものもありますが、市民が自ら行う方がよいものもあります。「協働」という言葉には、単に複数の主体が一緒に物事に取り組むという意味に止まらず、人々が個性と能力を発揮しあいながら連携・協力することで、大きな効果を得ることができるという積極的な意味が含まれています。

これを踏まえ、現在地域に根付いている自主的な市民活動に加え、市民の知恵や技術、 経験などをこれまで以上にまちづくりに生かすための手法や、本市における市民と行政 の在り方、協働のルールなどを示すことにより、まちづくりの担い手の道しるべとして 活用することを、この「本巣市市民協働指針」の目的とします。

4 用語の定義

この指針の中で使われている基本的な用語について、次のように定義します。

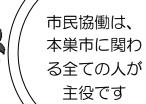
用語	定義
市民	市内に住む個人のみならず、市内で働く人、学ぶ人、活動する個人 や団体、企業などを含め、本巣市に関わる全ての人を「市民」と定 義します。
市民活動	市民が自らの自発的な意思に基づき、広く市民生活の向上や地域貢献を目的とした非営利で公益的な活動をいいます。
市民活動団体	市民活動を行うグループ、団体などの全てを「市民活動団体」と呼びます。市民活動団体には、NPOをはじめ、自治会、PTA、老人クラブ、ボランティア団体、社会貢献のために活動している企業、同好会やサークルなどの団体を幅広く含みます。
協働	環境や考え方の異なる者が、対等な立場で、相互の信頼と合意のも とに、役割と責任を明確にして、共通する課題の解決のためにそれ ぞれの資源や能力を持ち寄り、協力して取り組むことを言います。



ボランティアグループも



同好会やサークルも







民間の企業や団体、行政も

Ⅱ 市民協働の現状と課題

1 現状と問題点

この指針の策定にあたり、本市の市民協働に関する現状を把握するため、総合計画策 定時の市民意識調査結果の整理や、市民活動団体及び市職員へのアンケート調査を行い ました。

(1) 市民意識調査の結果

平成22年6月に実施した「本巣市総合計画後期基本計画の策定に向けた市民意識調査」 (回収率40%、有効回答数789人)では、市民協働について次のような認識が示されました。

①市政への参加意欲

〇市民の市政への参加意欲は高い

市民の市政への参加意欲について、「積極的に参加したい」8%、「自分にとって興味や 関心があるものにはできるだけ参加したい」28%、自分や家族の生活に関わるものなど、 必要な場合には参加したい」45%を合わせると、市政へ参加意欲のある市民の割合は8 割以上となっています。

②市民の意見を反映する方法

○計画から事後評価までの広聴が必要

市民の意見を市政に反映するために必要だと思うことについては、「計画づくりや設計の際に市民の意見を聴く機会を充実する」35%、「アンケート調査、意見箱の設置など多数の意見を聴く機会を増やす」30%、「実施した事業の成果を評価する場面に市民が加われるようにする」21%などの意見が多く、市民と行政との意思疎通の機会を充実することが望まれています。

③市民活動を活発にする組織づくり

〇新たな組織づくりが求められている

地域・コミュニティ活動を活発にするための組織づくりについては、「自治会など既存の組織が中心となり新たなまちづくり組織をつくる」28%、「ボランティア・NPOなど地域の有志が中心となり新たなまちづくり組織をつくる」21%、「地域活動の指導者を育成し、その人を中心に組織づくりをする」18%などの意見が多く、既存の自治会や、地域の有志、地域活動の指導者を中心とした新たなまちづくり組織をつくることが望まれています。

(2) 市民活動団体アンケート調査の結果

平成24年6月に実施した市民活動団体への「市民協働に関するアンケート」(回収率75%、有効回答数30団体)では、市民協働について次のような認識が示されました。

①活動していくうえでの問題

〇担い手と資金の不足

活動していくうえでの問題では、「人材不足」44%、「財源不足」34%の2つが最も多く、次いで「広報活動」13%、「情報収集」6%となっています。これらの結果から、市民活動団体の持続的な活動において、人材と財源の確保が大きな課題であることがわかります。

②行政などとの協働事業についての考え

○約半数は協働事業に前向き

これまで、市やその他の機関との協働事業を実施したことが「ある」と回答した団体は64%ありました。また今後、協働事業を行いたいと思うかについては、「行いたい」46%、「行いたくない」4%、「わからない」27%という結果となりました。約半数の団体が、協働事業に対する意欲があるものの、「わからない」とする回答も多く、市民協働事業に対しての態度を決めかねている様子がうかがえます。

③市民協働の推進に必要だと思うこと

○担い手間の交流促進

市民協働の推進に必要だと思う行政施策について、「行政や他団体との情報交換の場の設定」17%、「行政や団体間の連携や交流の場の設定」16%、「市民活動に関する講座・研修会の開催」14%、「市民活動に関する情報の発信」13%などが比較的高く、団体間や行政との情報や意見交換の場が望まれていることがわかります。また、「行政職員の意識や知識の向上」、「行政からの財源の支援」についてもそれぞれ 11%と、行政の支援体制の充実を望む声も見られます。

(3) 市職員アンケート調査の結果

平成 24 年 6 月に実施した市職員に対する「市民協働に関するアンケート」(回収率 91%、有効回答数 208 人)では、市民協働について次のような認識が示されました。

①市民協働の現況

○職員の半数以上が市民活動団体と業務での接点がない

担当業務における市民活動団体との関わりについて、関わりが「ある」とする回答が 44%となっています。所属部署別には、企画部、健康福祉部、産業建設部、林政部、

教育委員会においては、5割以上で関わりが「ある」としています。関わりのある団体の種類は、「自治会等の地域団体」が47%と最も多く、次いで「委員会・審議会」21%、「ボランティア団体」20%となっています。

②職員の市民活動経験

〇市民活動への主体的な参加が少ない

自治会以外の市民活動への参加状況については、「参加していない」とする回答が78%となっており、市民活動に参加しない理由としては、「参加する時間がない」が35%と最も多く、ボランティアなど社会貢献活動への主体的な参加意識が低い状況が伺えます。

③職員の市民協働意識の醸成

○情報共有と基礎知識の習得が求められている

職員の市民協働意識を醸成するために必要だと思うことは、「協働に関する情報共有」が 26%、「庁内の推進体制構築」及び「市民協働事例の紹介」が共に 23%となっています。また、「市民協働に関する職員研修」についても 15%が必要であるとしていることから、職員は、組織体制構築による協働事例等の情報共有と、市民協働の基礎知識習得が必要だと感じていることがわかります。

④市民協働を進めるための施策

〇総合的な施策の推進に期待

市民協働を進めるうえで有効な施策は、「先進事例の紹介」が20%と最も高く、次いで「事業企画段階からの意見交換」及び「協働の仲介、支援体制の整備」がともに17%となっています。また、「市民協働指針等のルール作り」についても14%が有効であると回答しています。



(4) 問題点

①市民活動団体の抱える問題点

近年、大規模災害時などにおける市民ボランティアや NPO といった市民活動団体の 活躍が注目され、幅広い分野において市民活動に関する認知度が高まっています。本市 においても、従来から地域で行われてきた自治会活動や集落等の清掃、美化活動などに 加え、子どもの見守り、防犯パトロール、被災地支援など様々な分野での市民活動が増 え、地域に根付いています。とりわけ、自治会の世帯加入率は、県内他市と比較して高 く、地域の住民間の交流や親睦などの活動を通して、地域社会における重要な役割を担 っています。

一方で、市民活動の担い手としての市民や市民活動団体における人材や活動を支える 資金不足などから、持続的な活動が難しくなったり、担い手の減少や高齢化による活動 意欲が低下したりといった状況も見られます。また、任意のボランティアグループ等に は、自発的な活動で満足し他の主体との協働に目が向かない団体や、情報の共有ができ ていない、あるいは経験不足や事務の負担などから組織的な協働に取り組むことが難し い団体もまだ多数あると考えられます。

②行政の抱える問題点

本市においては、これまで「パブリックコメント※3」の実施や「まちづくりパートナ ー制度※4」を創設するなど、積極的に住民参加の機会を持つよう努めてきました。しか し、市民と行政の協働については、実質的な取り組みが既に始まってはいるものの、市 民の立場を理解して総合的かつ体系的に支援、推進していく仕組みなどが整っていませ ん。また、担当部署ごとのいわゆる「タテ割り」での対応や、実績重視、前例踏襲の傾 向も根強く、全ての職員が市民協働の重要性や具体的な手法、事例を会得しているとは 言えない状況にあり、結果として市民協働が一部に止まる遠因となっています。

市民協働を支える制度として、「本巣市市民活動推進助成金*5」を交付し、市民活動 の推進に力を入れていますが、制度が十分に活用されていないことから、制度の周知不 足や市民活動団体の求めと支援の内容に一致していない部分があると考えられます。

※3 パブリックコメント

行政などの公的な機関が、条例や計画などを制定、策定する際に、広く市民に意見・情報・ 改善案などを求める手続きを言います。

※4 まちづくりパートナー制度 市民協働を促進するため、市や外郭団体等が実施する事業のうち、市民参画が可能な事業を 分野ごとに整理し、担当課で人材登録する仕組みで、平成24年度から実施しています。

市民活動を促進するため、NPO 法人の設立や、市民活動事業に助成する制度で、平成 17 年 度から実施しています。

2 課題

ここでは、明らかとなった本市の現状や問題点から、指針策定における課題を整理します。

【課題① 市民協働に関する啓発と中間支援】

市民協働に関する基本的な知識や、協働事業の具体例、情報などを、市民や市職員に分かりやすい形で十分に周知することにより、協働事業のイメージと手順を示すなど、市民協働をテーマとした市民と行政の相互理解を図るための仕組みや情報交換の場、市民と行政をつなぐ仲介役となる中間的な支援機能が求められます。

【課題② 市民活動団体への支援】

市民活動団体が、継続的に事業を行うためには、活動の規模や内容に応じた人材や適切な財源の確保が必要です。また、担い手の高齢化や後継者の確保といった問題を抱える市民活動団体や活動資金の支援を求める声もあることから、既存制度の活用に止まらず、市民活動を総合的に支える仕組みが求められます。

【課題③ 地域社会における市民活動の組織化支援】

自治会の枠を超えた地域の課題に対応するため、複数の自治会が集まり、NPOを交えた新しい枠組みで話し合う機会や、市民活動を行うための新たなまちづくり組織を望む声があることから、地域社会の変化に対応する市民活動の組織化を支援する体制づくりが必要です。

【課題④ 市民協働を前提とした事務事業の推進】

市政に対する市民の積極的な関わりがより一層必要とされていることから、これまでの意見募集等の制度を活用するだけではなく、制度の一層の周知と手続きの利便性を図り、市民の声を市政に反映するしくみを整備することが必要です。

【課題⑤ 市民協働に対応する行政組織体制づくり】

市民活動団体の種類や活動分野により担当する部署が異なる場合でも、市民協働の手法を積極的に取り入れられるよう、市民協働の窓口を一本化するなど、市役所の各部局間や関係機関との連携を深め、市民協働を促進する組織体制づくりが必要です。

【課題⑥ 市職員の市民協働に関する意識】

市長のリーダーシップのもと、市職員の意識啓発を図り、市が立案、実施する事業に 積極的に市民協働の手法を取り入れていく仕組みづくりが必要です。

Ⅲ 市が目指す市民協働のカタチ

1 本巣市らしい市民協働への方針

前章で整理した市民協働に関する市民と行政それぞれの現状と課題を踏まえて、本市 の市民協働を進めるための方針は次のとおりです。

方針① 市民協働に関する基礎知識の習得支援と啓発

方針② 市民活動団体や市民活動を支える人的、資金的支援制度の充実

方針③ 市民協働を進める人材の育成やモデル事業などの試行

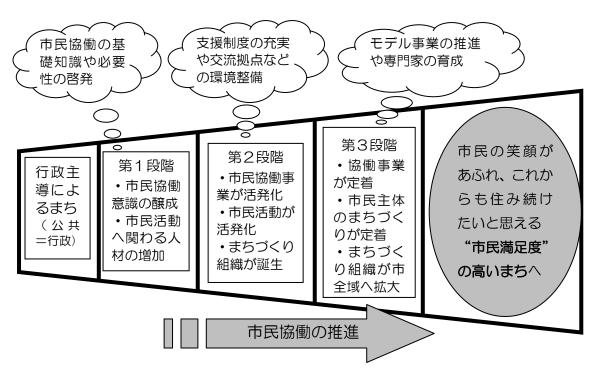
方針④ 市民協働を進めるための情報共有、交流・活動機会の充実

方針⑤ 市民の市政参画意欲を行政施策に反映させる機会と制度の充実

方針⑥ 市民協働に関する総合的な窓口の設置と庁内連携体制の構築

2 本巣市が目指す姿

本巣市は、この指針をもとに市民協働を進め、"市民満足度の高いまち"を目指します。



3 協働のパートナー

協働のパートナーとなるのは、本市のまちづくりに関わるすべての市民や市民活動団体です。パートナーとなる市民活動団体には様々な形態があります。パートナーとの協働事業を行う上では、それぞれのパートナーがどのような特性を持っているのかを理解し、それぞれにどのような利点があるかを考えたうえで進めることが重要です。

パートナーの区分と特性について、以下に整理します。

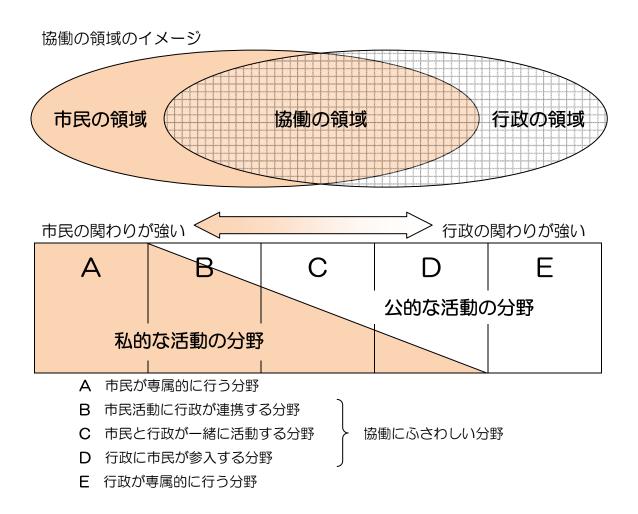
パートナーの区分	特性
≪地域型団体≫	一定の区域に居住している住民で構成され、福祉、環境美
・自治会	化、防犯など広範な活動を行い、地域的な広がりを持ち、地
・地域審議会	域の課題を地域で解決する取り組みを行っています。場所に
・PTA など	より地域性が異なるものや、行政と密接な関係を有するもの
	などがあります。
≪目的型団体≫	少人数のボランティアの集まりから NPO 法人まで、活動
· NPO	の規模や対象は様々ですが、社会的課題の解決のため、営利
・ボランティアグルー	を目的とせず自発的に活動しています。自主性、専門性、機
プ など	動性などの特性があります。
学校など	学生や児童生徒に対して、市民活動の重要性を理解させる
	ために、地域に積極的に関わりながら、市民協働を担う人材
	の育成を行う教育機関としての特性があります。
企業など	継続的に生産、販売、サービスなどの経済活動を営みなが
	ら、事業者の持つ技術や経験を生かして、地域と連携して公
	共的なサービスを提供するなどの社会貢献を行うこともで
	きるという特性を持っています。
市 (行政)	法に基づき設置された自治体として、予算と計画に基づき
	事務事業を行うことで、市政運営の責任ある主体として、国
	や県とともに地域のために働くという特性があります。



4 協働の領域と形態

(1) 領域

公共的なサービスには、行政が行う事業と市民活動団体などが行う事業とにおいて、 実施目的やサービス対象が重なる領域があります。市民協働には、どのような役割分 担と責任の範囲が適当かなどについて、一つの決まった形があるわけではありません。 協働のパートナー同士が、それぞれの関わり方について考えを共有して進めていくこ とが重要です。下に本市が考える市民協働の領域についてのイメージを示します。



(2) 形態

市民協働の形態には、事業の内容に応じて様々なものがあります。事業ごとに行政 とパートナー双方にとって最も適切な協働の形になることが望まれます。本市の考え る協働の形態には、主に次のようなものがあります。

協働の形態

① 共催

共通目的の達成のために、協働のパートナーと行政がともに実施主体となって、 それぞれが持つ得意分野を生かすなど、共同で事業を行う形態です。

② 後援

協働のパートナーが主催者として事業を実施する場合に、行政がその趣旨に賛同し援助する形態です。

③ 実行委員会・協議会

企画段階から情報交換を行い、それぞれの持つ特性を生かすため、協働のパートナーや行政などが構成員となる主催団体を作って事業を行う形態です。

④ 事業協力

パートナーと行政が一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する形態です。

⑤ 政策提言

行政が政策立案をする場合に、専門性や先駆性など多様な特性を持つパートナーからの提案や政策形成過程への参画を求めていく形態です。

⑥補助、助成

パートナーが主体的に行う事業に対して、申請に基づいて資金の支援を行う形態です。

⑦ 事業委託

行政が、専門性、先駆性などといった特性を持つパートナーに事業を委託する ことにより、効果的な取り組みを進める形態です。

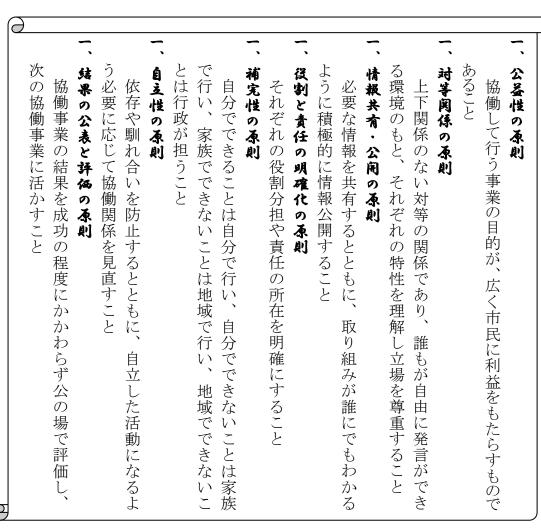
⑧ 情報提供·情報交換

市民の要望や、市民活動、協働事業などに関する意見や提案を受けるなど、お互いに情報交換を行う形態です。

上記の形態は、あくまで例示であり、全ての協働事業に当てはまるとは限りません。 共通の目的を達成するために、最も適した協働形態を模索し、市民と行政が新たな関係性を相互理解と合意のもとに確立していくことが重要です。

5 協働の基本原則

ここでは、本市における市民協働の基本原則を示します。協働のパートナー同士が 信頼関係を築き、協働事業を円滑に行うためのルールとして、この指針において宣言 します。



6 市民と行政の役割

市民と行政は、共に本市の市政運営の担い手となる対等なパートナーです。市民と 行政は、それぞれに期待されている役割を自覚して、市民協働の機会を積極的に活用 することで市民協働を広げていく責任を持っています。



(1) 市民の役割

①地域への関心と参加

市民一人ひとりが地域への関心を持ち、自ら積極的に地域に関わって行動していくこと。

②地域自治組織への加入

市民生活に最も身近な団体である自治会に加入するなど、地域自治組織の活動に積極的に参加することで、日頃から地域住民との交流に努めること。

③市民活動への理解

市民活動に直接関わることなどを通して、その必要性や役割、しくみなどについて理解を深めること。

④市政への関心

市政への関心を高め、市政に対する意見を積極的に伝える事や、市民活動への参加を通して、市政運営に主体的に参加すること。

(2) 行政の役割

①市民参画・協働の機会や仕組みづくり

市民協働を促進するため、市民活動の担い手が交流する場や機会づくり、相談窓口、全庁的な連携体制をつくること。

②職員の意識改革

市民協働に関する研修をはじめ、職員も地域の市民活動に参加することなどで、 職員の協働に関する知識と理解を深めること。

③市政情報の提供や市民の声の市政反映

市政に対する意見募集の機会を積極的に実施し、市民の意見を市政に反映する機会を充実すること。

④市民活動を支援する体制づくり

市民活動を促進するための幅広く実効性のある支援制度を充実すること。

⑤市民協働意識の啓発と環境づくり

市民協働の事例を紹介するなど、あらゆる機会を通じて市民協働の必要性の啓発を行うとともに、情報公開の機会を増やして、多くの市民の理解が得られる環境を整えること。

Ⅳ 市民協働の推進

1 協働事業の進め方

市民協働の進め方は、それぞれの事業の内容により柔軟に対応する必要がありますが、基本的には以下の手順で進め、常に改善を図りながら発展的に実施していくことが重要です。

市民協働「よいまち」サイクル

よく話し合い

地域課題の解決に向けて、 相互の役割分担などを話し合います。

ういきのカに

実施結果や改善方法を公表 し、次のよりよい事業へと繋 げていきます。

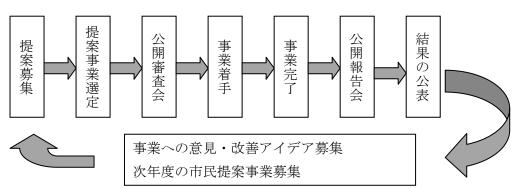
ひっしょに実施

成果目標を共有し、相互の 役割と責任のもと、共に事業 を実行します。

(ま)ちがいを改め

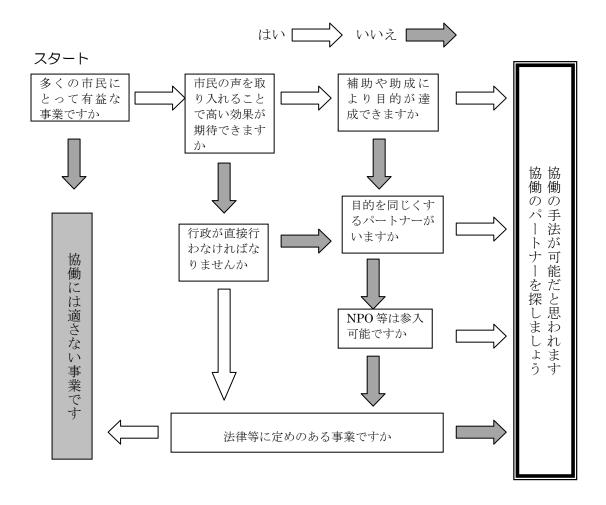
実施状況や成果を検証、評価し、改善方法を話し合います。

具体的事例で見る協働の進め方(例:市民提案型事業実施までの流れ)



2 協働事業チェック表

市民協働の手法が可能かチェック表で検討してみましょう。



3 市民協働の推進方策

この指針で掲げた理念を具体化するために、以下の方策を重点的に進めます。

(1)活動機会の拡大

市民や市民活動団体の自立した活動を支援するための制度を充実し、市民の幅広い参加や協働を促進します。

また、事業の実施に当たって、市民の意見を市政に反映させる機会を充実します。

(2)調査の推進

市民協働を取り巻く状況をさらに詳しく把握するため、市民協働の実践事例などの調査を進め、市民協働を促進させるために必要となる情報等の蓄積に努めます。

(3)情報提供と共有

市民活動の取り組みを市民に広く周知するため、広報紙等で市民活動団体の紹介や市民協働事業を紹介するなど、定期的な情報提供に努めます。

(4) 人材の育成

市民協働のつなぎ手となるリーダーを養成する講座などを実施するほか、協働の担い手に対する専門家の派遣や、「ボランティア登録制度」、「まちづくりパートナー制度」などにより、市民の自主的な人材育成講座への参加を支援します。また、総合的な学習の時間などを利用した地域活動への参加やボランティア体験などを通じて、さまざまな世代における協働の取り組みへの理解を深めます。

(5) 推進体制の整備

市民協働に関する研修を通じて職員の理解を深めるとともに、市民協働の実践事例を共有するなど、庁内の連携体制づくりを進め、市民協働の推進に関する総合的な窓口や「市民協働・市民活動推進協議会(仮称)」の設置を進めます。

(6) 交流拠点の整備

市民や市民活動団体間、また市の担当部署との交流の場の提供や、市民協働事業に関する仲介を行い、定期的に市民協働に関する市民講座を開催するなど、人や情報が集積し、活動をサポートする拠点「市民協働サポートセンター(仮称)」の整備を進めます。

(7) 市民協働推進モデル事業の実施

市民協働を進めるため、市民提案による事業の実施や協働事業の専門家を派遣するなど、他の地域の参考となるモデル地域づくりを進めます。